

令和4年第3回定例委員会会議録

1. 開催日時 令和4年7月20日（水） 午前9時00分から
午前9時50分まで
2. 出席委員 関文夫、小田克彦、矢野きく子、大橋康男
3. 出席職員 玉江幸裕、坂巻隆征
4. 会議次第

○ 関委員長

ただいまから令和4年第3回定例委員会を開会する。

本日の議案は1件と報告事項となっている。議案第27号「富士見台第一団地投票所廃止案にかんする陳情」の取扱いについて議題とする。

事務局より説明を求める。

○ 事務局

議案第27号 「富士見台第一団地投票所廃止案にかんする陳情」の取扱いについて

（説明） 議案第27号、「富士見台第一団地投票所廃止案にかんする陳情」は市議会にて採択となったため今後の取扱いについて協議をお願いします。陳情については、その処理の経過並びに結果を報告する必要があります。また、市報特集号を作成しパブリックコメントを実施するにあたり、スケジュールや取扱い方法の決定をお願いします。

○ 関委員長

地方自治法第138条の2では、選挙管理委員会は地方公共団体の事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うとされている。よって、令和元年には投票所への移動支援事業、令和2年からは投票区全体の見直しの検討会議を計9回開催し、同年10月9日に最終的な検討案を事務局に報告した。

その中で、市報や市ホームページ等で広く市民へ周知し、様々な意見が出されななかで進めることとしている。

まず、団地の要望書については内容に問題があり、「市の議会事務局は今選挙投票区の見直しを検討」と明記されているが、本来は選挙管理委員会の検討会議でなければならない。次に「人口の増加が見込まれないから、近くの投票所の分散が必要であり、第一団地集会所は廃止、第三・七小学校に分散を検討」と明記されていることについて、このような理由で変更するとは一切言っていない。また、「安全この上ない団地の中で、しかも長年当り前にしてきた利便性を取り上げ、高齢化がすすむ時代に、クルマの往来がはげしい狭い道を遠方まで歩かせる。これが利便性向上か、投票率の向上を目指すか。目的には逆行は明らかですし、それより市の職員は何を考えているのか、背筋が寒くなります。それで市民に寄り添うなどと言われるとかえってゾットします。」とも明記されている。

自治会長には誤りがあった点を認めていただき、当委員会あてに改めて要望書を提出していただきたい。

6月の市議会の発言内容を見ると、第一団地集会所の投票所廃止の取り消しを取り上げ、最終的には採択されているので、自治会長と話し合いの場を設け、私の説

明を聞いていただき納得したなかで改めて選挙管理委員会に要望書を提出してもらう。その後は委員会で協議し判断したいと考えている。

よって、事務局から自治会長に話し合いの日程調整の連絡をしていただき、そこで話された内容をもって決定する。

高齢者化の問題は富士見台団地だけのものではなく、市全体の問題である。市の人口約76,000名に対して、65歳以上の高齢者の人口は41,756名、割合では55%です。自治会の機関紙では変更後の投票所は交通量が多く遠方になってしまうとなっているが、私自身の感覚ではそれほど距離が長くなったとは思っていない。私一人と自治会長とで、多摩川の土手から第六小学校へ、高速道路のインター周辺から市役所へ、泉団地から第一小学校へ、NEC周辺から第七小学校へ、歩いてみたい。そこで投票所への歩く距離が遠いのか考えていただきたい。

過去の選挙執行時に自治会行事優先により集会所施設が使用できなかったこともあり、今後投票所変更をしないとなった場合は必ず選挙執行時に利用できるようにしていただきたい。公職選挙法第でも投票所は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けるとされている。

本日は私から色々な意見を出しましたが、委員の方から意見を出していただき、今後の対応を考えていきたいと思う。

○ **大橋委員**

自治会側の方と話し合いを持つことは賛成です。ただし、その場を設けることができなかった場合はどうするのでしょうか。

○ **関委員長**

話し合いが実現しなかった場合、委員会宛の要望書や陳情を基に委員会にて検討することとなる。

○ **小田職務代理**

委員会宛にも要望書は提出されているのか。

○ **矢野委員**

どのような内容が記載されていましたか。

○ **事務局**

3月10日付で通知及び自治会機関紙が添付されたものが提出され、4月27日開催の臨時委員会にて報告しています。

○ **小田職務代理**

前期から市内全域を対象に案を考えてきた。そのなかでは、投票所までの距離をコンパスで測ったりし案を作成したことなどの経過もしっかりと説明する必要がある。

○ **関委員長**

今後の話し合いを進めるなかで、どのような結果になるかは分からないが、委員会で協議し決定するが、見直し案を変更することもありうる。

○ **矢野委員**

この要望内容の取り扱いについては2通りの考え方がある。一つ目は、要望内容を考慮し見直し案の修正を行い市民へ周知する。二つ目は、市民へ周知後に全ての意見を確認するなかで修正等の検討を行う。

委員長の考えでは、自治会との話し合いにより検討を進めるとしているが、他の意見も聞き進めなければ不公平ではないかと考える。

○ **小田職務代理**

今回は要望書も提出されており、まずは事前に話し合いをすることは必要と考える。その結果として、どのように進めるべきか次の委員会で判断すればよいのではないか。

○ **関委員長**

まずは話し合いを行い、次の委員会で判断したいと思う。

○ **事務局**

自治会との話し合いについては、全委員が揃って行うべきと思います。また、その時点で判断することも可能ではないでしょうか。日程は8月1日又は5日でよろしいでしょうか。

○ **各委員**

(了解)

○ **事務局**

今後、自治会との日程調整を行い、話し合いが行われた場合は9月5日号の市報特集号に投票区の見直し案を掲載し進めさせていただきます。

○ **関委員長**

この件は、継続案件といたします。

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

続いて事務局からの報告事項をお願いします。

○ **事務局**

(報告) ・参議院議員選挙時の投票用紙不交付の件について

参議院議員選挙当日の投票所において、投票所入場整理券を持たない方が来場し再交付発行用紙に記入し、投票所の従事者が紙の名簿により有権者確認を行いました。その中で確認を誤り、本来名簿に登載されている有権者に投票できないことを伝え、本人は帰ってしまい、結果投票ができませんでした。その後、家族より問合せがあり本来はできた旨を説明しました。

この件について、7月12日に東京新聞に掲載され、同日付けで各新聞社へプレスリリースを行いました。

・参議院議員選挙の結果について

参議院議員選挙の結果は資料のとおり、当日の投票率は26市中4位、期日前投票の投票率は1位となりました。

今後の予定ですが9月1日に定例委員会を開催します。

通常の定時登録の他、公費負担の件も決定していただきたいと考えていますので、何かありましたら事務局にご連絡をお願いします。また、9月は裁判員裁判及び検察審査会の候補者の決定も行います。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑なし)

○ **関委員長**

以上で令和4年第3回定例委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和4年9月1日

委 員 長 関 文 夫

職 務 代 理 者 小 田 克 彦

委 員 大 橋 康 男

委 員 矢 野 き く 子